

ひかくほう

News
Letter

第47号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

日本比較法研究所・独日法律家協会合同シンポジウム 「債権法改正に関する比較法的検討—日独法の視点から」のご報告

日本比較法研究所 所長 只木 誠



2014年2月21日(金)22日(土)の両日に渡り、日本比較法研究所・独日法律家協会(以下、「DJJV」という)共催で、標記合同シンポジウムが開催されました。両日とも200名を超える出席者を得て、このテーマへの関心の高さとともに、日独比較法の視点からの検討がいかに意義深いものであるかをあらためて感じた次第です。貴重な報告、コメントをいただいた先生方、積極的に討論に参加していただいた出席者のみなさま、また、シンポジウムの円滑な遂行に多大なご尽力をいただいた同時通訳の方々、ドイツ学術交流会、社会科学国際交流江草基金、ロバート・ボッシュ財団、野村財団、会場の提供にご協力くださいましたドイツ文化会館にこの場を借りて、厚く御礼申し上げます。以下、簡単にシンポジウムの様子を報告致します。

まず、福原紀彦・中央大学学長、ヤン・グロテア・DJJV 会長および木川統一郎弁護士(前中央大学教授・元 DJJV 理事)より、本シンポジウム開会にあたって、ご挨拶およびご祝辞をいただきました。その後、笠井修教授(中央大学)より、本シンポジウム開催の趣旨の説明がなされました。これまで日本はドイツ法を一方的に継受する立場であったと

いわれるところ、今回の債権法改正の議論においては、日本法独自の発展があったことを示す成果もあらわれています。今般、債権法改正中間試案についての、ドイツ法からみた分析と評価はどのようなものであるのか、さらに日本法からの提案をドイツ法はどう受けとめるのか、興味深いところです。今回のシンポジウムの成果により、日独「双方向」の比較法研究のより一層の発展が期待されるところです。



木川統一郎
お茶の水法律特許事務所所長



開会式で挨拶する福原紀彦学長

第1セッション：債権法改正に関する概観

まず奥田昌道・前最高裁判所判事（京都大学名誉教授）より、日本における債権法改正をめぐる動向全般について、2013年2月にとりまとめられた「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（以下、「中間試案」という）を経て、現在は、「改正要綱案」の検討が進んでいるとの紹介がなされました。さらに中間試案の内容について検討ののち、中間試案が「債権」概念から「契約概念」中心とする体系を目指すことなどについて賛意が示されました。

これに対し、ビルギット・グルントマン・前ドイツ連邦司法省事務次官からは、ドイツにおける2002年債務法改正は「成功だった」として、学問的知見ではないと断りつつも、改正の目的は社会・経済の変化の実態を踏まえて、市場の競争と安定を確保することであり、その点について産業界も理解を示したことから、多様な意見を調整して改正を実現することができた旨を強調する見解が述べられました。当初、債務法現代化において主要な役割を果たされたユルゲン・シュミット-レンツ教授（フンボルト大学・連邦最高裁判事）がドイツ側の報告を担当の予定でしたが、都合により、急遽グルントマン氏に交替となりましたことを申し添えます。



ビルギット・グルントマン
前ドイツ連邦司法省事務次官



第1セッション 左から柏木昇中央大学法科大学院フェロー、グルントマン氏、奥田昌道前最高裁判事、新井誠中央大学教授

次いで、柏木昇・中央大学法科大学院フェロー（東京大学名誉教授）より、とくに国際取引法分野において、日本法の遅れが目立つところ、同様の改正課題を抱えて債務法の改正が実施されたドイツの経験を日本も取り入れるべきである、とのコメントが示されました。

第2セッション：債務不履行法制



第2セッション 左から滝沢昌彦一橋大学教授、ローレンツ教授、山本豊京都大学教授、笠井修中央大学教授

山本豊教授（京都大学）の報告では、わが国における理論動向を踏まえ、中間試案では伝統的な理解に対する批判理論をベースとした提案がなされているとの前提のもと、そのなかでも債務不履行責任とその免責事由、債務不履行による契約解除の要件および危険負担の解除制度への吸収、目的物が契約の趣旨に合致しない場合の売主の責任といった論点に絞って検討がなされました。

これに対し、ステファン・ローレンツ教授（ミュンヘン大学）からは、改正ドイツ民法（BGB280条）において義務違反の一般的な責任要件を設け、売買における瑕疵担保責任を一般的な債務不履行責任に一体化した点に、日本民法415条および中間試案との共通点が存するとの指摘がなされました。しかし、義務違反の統一的な要件とはいえ、これまでの不能、遅滞、不完全給付といった区分を不要とするものではなく、依然としてそれぞれが機能する場面がありうるとして、これについて、一般給付障害法の体系図と瑕疵担保責任法の体系図を示しながら、詳細な考察が示されました。



ステファン・ローレンツ ミュンヘン大学教授

次いで、笠井修教授（中央大学）からは、充実した報告内容に謝意が述べられ、とくに債務法制の中核ともいえる不履行責任の問題について、共通の認識をもちながら、きわめて深いレベルにまで検討を加え、さらにそれが今後も日独「双方向」の研究交流につながる、とのコメントがなされました。

第3セッション：債権譲渡法制



第3セッション 左から遠藤研一郎中央大学教授、ベルツ教授、池田真朗慶應義塾大学教授、伊藤壽英中央大学教授



モーリッツ・ベルツ
フランクフルト大学教授

池田真朗教授（慶應義塾大学）からは、審議会での最新の検討内容を踏まえ、債権譲渡に関して、日本はフランス法を継受し、ドイツ法の無因的構成を採用しなかったことを考え合わせつつ、債権譲渡の対抗要件としての「公示」のあり方を示し、ドイツ法においても債権譲渡における公示の必要性があるのではないか、1990年代における債権譲渡取引のパラダイムシフトにもとづき、よりファイナンスに重点を置いた法制度を商法・会社法で整備すべきではないか、といった問題提起がありました。

これに対し、モーリッツ・ベルツ教授（フランクフルト大学）から、ドイツ民法（BGB）における債権譲渡法制の枠組みについて概観し、債務負担行為と処分（譲渡）行為を区別するドイツ法のもとでは、債権譲渡は特別の方式（通知・承諾、登記など）が備わっていても有効であるが、債権譲渡に関与しない債務者の保護については、たとえば債務者による旧債権者への弁済を、新債権者（債権の譲受人）にも対抗できる（BGB404条）といった特別な規定を設けることによって対応している等の説明があり、日独法の差異が明確にされました。

次いで、遠藤研一郎教授（中央大学）から、ドイツ法においても、なんらかの通知制度・公示制度が必要となるのではないかと疑問が提起されたのを受けて、ベルツ教授からさらに、債権譲渡の法制度については、譲渡行為の効力（とくに第三者に対して）と債務者保護が問題となる点で、ドイツ法も日本法も異なる点、どのようなルールを体系的に整備すべきかについては、日独両法はいろいろなアプローチがあり得ることを示しており、お互いに大いに参考とすべきである、とのコメントが述べられました。

第4セッション：消費者法と債権法改正



第4セッション 左から執行秀幸中央大学教授、リーゼンフーバー教授、山口成樹中央大学教授、松本恒雄独立行政法人国民生活センター理事長

松本恒雄・独立行政法人国民生活センター理事長（前一橋大学教授）から、一般民法の解釈論、消費者保護のための行政法規における取引ルールおよび消費者契約法等の特別法との関係から、消費者私法の諸要素とその相互の影響という前提のもとに、対象となる「消費者」概念の

特質、必要なルールのあり方（一般法と特別法の規律の棲み分け）を概観する報告が行われました。とくに、契約の自由と自己決定に基づく自己責任という視点にもとづいて、単に情報・交渉力の格差を補えばよいといった考え方には疑問が呈され、最近の行動経済学や認知心理学の知見を取り入れて、より生身の消費者像、すなわち人間の脳の判断構造そのものに由来する脆弱性にもとづいて、ルールを整備すべきであるとの見解が主張されました。

これに対し、カール・リーゼンフーバー教授（ボーフム大学）は、ドイツ債務法は消費者法を統合する改正をし、それは成功したと評価しました。しかしながらドイツでは債務法の現代化にあたって、とくに「消費者」概念を設定するヨーロッパ契約法との関係を重視した一方、契約締結前の



カール・リーゼンフーバー
ボーフム大学教授

情報提供義務を一般的な義務として取り入れており、その内容が客観的でないため、ときとして情報提供に過大な負担がかかっていると批判し、また、この分野においては、行動経済学や社会心理学等の学際的知見を利用することは有益であるとはいえ、その結果、個人の自由や市場規律にとって、かえって厳格すぎる規制を提案することにつながるのではないかと、との危惧も表明されました。

次いで、執行秀幸教授（中央大学）は、法制度の目的とする「消費者」像の理解に、日独法に差異があるのではないかと指摘し、さらに消費者保護の実効性を確保するための「消費者法教育」の重要性を強調しました。

第5セッション：人的担保と保証人保護



第5セッション 左から小林明彦中央大学教授、ハーベルザック教授、山野目章夫早稲田大学教授、古積健三郎中央大学教授

山野目章夫教授（早稲田大学）は、保証が主たる債務者の信用を補完する機能を有するものの、保証人が巨額の保証債務を履行することによって、保証人自身が破産し、生活が困窮するような事態に至るといった事情を考慮して、保証人保護のためのルールを整備することが必要であると指摘し、そのうえで、中間試案では、フランス消費法典 L341-4 条を参考に、保証人の責任制限を設ける比例原則、不特

定の主たる債務を担保する形態の保証の効力を否定すること、保証人に対する説明義務・情報提供義務などが検討されていることを紹介しました。

これに対し、マティアス・ハーベルザック教授（ミュンヘン大学）からは、ドイツ法における保証制度について、保証債務の要式性、附従性・補充性、主債務者に対する保証人の免責請求権・求償請求権などの規定が紹介されました。そして、ドイツにおいても、保証人に過大な責任を負わせることの問題点は認識されており、近時の判例では、主債務者の近親者が保証人となっているケースで、担保権行使の段階で、保証人の差押可能財産や収入をもってしては、継続的に発生する利息を支払える状況にない場合には、保証契約は無効であるとされた例を紹介しつつ、保証債務履行に必要な支払能力を、保証人の人的要件として、すべての保証債務に適用することには批判的であるとの意見表明がなされました。過大な請求から保証人を保護するためには、強制執行法上の差押禁止に関する規定や倒産法における免責制度などを利用すべきである、というのがハーベルザック教授の見解でした。



マティアス・ハーベルザック
ミュンヘン大学教授

次いで、小林明彦教授（中央大学）より、日本でも、強制執行法・倒産法の分野では保証人を保護する仕組みが整っているとの指摘があり、保証人保護のための法規範が厳格にすぎると、実際の運用において硬直的となる危惧が存するとの見解が表明されました。

第6セッション：継続的契約の終了



第6セッション 左からヴェラー教授、高田淳中央大学教授、古積健三郎中央大学教授、升田純中央大学教授

高田淳教授（中央大学）は、これまでに公表された下級審判決を渉猟し、継続的契約の期間満了時に自動更新されるとの条項がある場合に、更新を拒絶するにはやむをえない事情が必要である等の条件を付して、更新拒絶を制限するもの（更新拒絶制限説）と、有効期間が定められているフランチャイズ契約は期間の満了とともに終了するとして、更新拒絶に特別な制限を認めないもの（更新拒絶非制限説）があるとの分析を示しました。そのうえで、中間試案は、裁判例における一般的な理解を明文化するものと言明しているが、すくなくとも判決例をみるかぎり、そのような

一般的な理解は存在しないのではないかと指摘しました。さらに、中間試案は、契約を存続させる「正当な事由」がないかぎり、契約を終了させると規定しているところ、それは、これまでの判決例や一般的理解と異なる、あらたな提案と理解せざるをえないところであり、そのような、契約の存続について、種々雑多な考慮要素を素材に、包括的・総合的判断を要する「一般条項」的规定を設けることを批判しました。

これに対し、マーク・フィリップ・ヴェラー教授（フライブルグ大学）から、ドイツでは、継続的債権債務関係の解約告知に関する一般規定を設けているが（BGB314条）、契約上の期間の定めを直接否定する制度（更新拒絶制限制度）は導入しておらず、不利益を受ける当事者に個別の保護を与えるという問題解決を示しているとして、たとえば、使用貸借、雇用、フランチャイズなどの継続的契約関係の終了ケースが詳細に紹介されました。ドイツの場合には、日本と反対に、それぞれのケース毎に、特別な事情を考慮して個別の救済が検討されるので、むしろ更新拒絶を制限する一般条項的な規定を置いて、個別の救済は、その一般条項が設定する利益衡量の枠組みのもとで判断される、という手法のほうが体系的整合性を保持でき、かつ実務にも資するのではないかという意見でした。

次いで升田純教授（中央大学）からは、実務の経験を踏まえ、個別ケースごとに当事者の救済を図るほうが、一律に契約の存続か消滅かを規律するルールよりも適切であるというコメントがありました。



マーク・フィリップ・ヴェラー フライブルグ大学教授



総括セッション 左から新井誠中央大学教授、マーク・デルナウア中央大学准教授、筒井健夫法務省民事局、只木誠日本比較法研究所所長

以上を踏まえた総括セッションにおいては、まず筒井健夫参事官（法務省民事局）からは、法制審議会における意思形成の困難さの紹介があり、債権法改正に向けての苦心の一端が披露されました。マーク・デルナウア准教授（中央大学）からは、中間試案について、ドイツ法の立場からの理論的検討を加えたうえで、全体として「国民にわかりやすい」という目的は達成されていると思われるが、個々の問題については、より検討を要する論点とあらためて取り上げるべき論点もあることが指摘されました。最後に新井誠教授（中央大学）より、グローテア会長の、長年にわたって日本・ドイツ間の法曹界の交流促進及び相互理解の促進に寄与された功績に対し、平成25年、秋の叙勲において旭日中綬章を授与されたことが紹介され、中央大学・日本比較法研究所を代表して只木所長より、グローテア会長に花束が贈呈されました。そして、日独比較法研究の意義および今後の交流の可能性について触れて総括とされました。

わが国における債権法改正の問題については、法制審議会での検討の他に、種々の意見が公表され、議論されてきました。今般の合同シンポジウムは、それらの論争に新たに別の角度から光を当てるものとして意義があったと考えます。

また、これまではドイツ法の成果を受容することに終始してきた日本の法学が、今度は、社会・経済からの改正の必要にどのように対応するのかといった自らの経験を発信し、日独の間で比較法的にインタラクティブな議論が可能になったのは、本シンポジウムの大きな成果であったと考えます。この報告では、コメンテーターによるコメントやフロアとの質疑応答について十分紹介することはできませんでしたが、6月末に、本シンポジウムの記録を日本比較法研究所叢書として上梓することができました。あらためて報告者・コメンテーター・参加者のみなさまに厚く御礼申し上げる次第です。

以上



只木所長からグローテア会長への花束贈呈

日本での権利保護保険研究

中央大学法曹会 佐瀬 正俊



「権利保護保険」というとなんの保険だろうという人がいるだろうと思います。文字通り、「権利」を「保護」するための「保険」であり、実質的な保険金の内容は、紛争解決のための弁護士費用、訴訟費用等のためのものです。日本では、ほとんど交通事故に付随した特約としての保険として販売されています。しかし、現在1社だけですが、この紛争や訴訟における費用を出すための保険そのものを目的として設立され、その保険そのものを主たる保険として販売している少額短期の保険会社が存在します。その他、医療過誤保険の弁護士費用特約、火災保険の日常家事に関する損害賠償に関する弁護士費用特約などがあります。

日弁連では、2008年に市民と中小企業を対象に弁護士を中心とした司法への利用に関する調査を行い、弁護士に相談しない原因を探っています。その結果は、法律扶助の対象となる世帯年収の弁護士委任率が一番高く、弁護士への相談をしないのは、弁護士費用と弁護士の近づくにくいというイメージが理由であることが分かっています。中小企業も同じく、弁護士費用の問題と、それ以上に弁護士に相談すべき事項が分からないという状況が確認されています。弁護士は訴訟をする人というイメージが定着しており、紛争でも裁判にならないときは、弁護士に相談しないという傾向が確認できているのです。この原因は、弁護士費用の問題、弁護士に相談したことがないという問題、日本の弁護士の大都市以外の地域における弁護士像は、訴訟をするときに必要な人でしかなく、訴訟以外のことをする時間的な余裕もないし、そのノウハウもないという悪循環が確認されています。

このような状況は、感覚的には以前から理解されていたために、日弁連の業務改革委員会や中小企業支援センターで、まずは弁護士が何にでも相談ののってくれ、費用も気さくに相談できるという感覚とイメージを持ってもらうために、全国レベルでの、無料法律相談を3年間続けたり、保険にさえ入っていれば、弁護士への相談、依頼には保険金が支給されるという要素が、大事だということを説明するシンポや、保険会社への説得、保険会社数社との共同

の研究会の設置を続けてきました。

その結果かどうかは分かりませんが、その研究会をしていた保険会社の中から、日常家事の損害、交通事故の損害を回復するための弁護士等の費用が出る保険が販売されることとなったのです。それと同時に、日弁連としても、この保険の費用が出る場合にその紛争を担当してくれる弁護士を紹介するというリーガル・アクセス・センターが組織されたのです。

昨年実績では、約2万3000件の紛争がこの保険の要請で日弁連のシステムを使って弁護士を紹介しています。裁判所でも注目を浴びてきていて、この保険を利用した案件が増加しており、その保険でカバーする分野の訴訟件数が増加しているのは、この保険が原因だと見ているようです。

この保険の研究は日弁連では上記の委員会ですすでに20年以上継続しています。その研究の海外の研究には、日本比較法研究所のコネクションを大いに使わせていただきました。2010年に「権利保護保険にかかるドイツ・イギリス現地調査報告書」を作成し、2013年に「第18回業務改革シンポ」の弁護士保険制度に関わる欧州各国における運用等の調査を資料付きで公表し、2013年7月号の「自由と正義」で「権利保護保険の課題と今後の展望」という特集を掲載しました。このすべての研究に日本比較法研究所の森勇教授の応援をいただいています。

海外調査を繰り返しましたが、結局現在の心境は、日本は日本の独特な環境の中で、何が国民にとって一番よい保険となりうるのか、という問いに真摯に答えられるのは、日本の司法制度、弁護士制度をよく知っている人でなくてはならないことでした。先進国である欧州各国もその専門家などの話を聞く度に悩みはあり、常にその問題を解決しようとする態度がないと制度はよい方向に向かないということがよく理解できました。日本でのよい制度は何か、どうすればよいのか、運用はどうすべきなのか、という課題に関しては、海外から学んだことが大いに役に立ちそうです。今後とも、この保険の発展・運用を温かい目で見守っていただくことを期待したいと思います。(させ まさとし)

第26回学術シンポジウムのための共同研究 「法化社会のグローバル化と理論的実務的対応」について

学術シンポジウムは中央大学の研究所における共同研究の成果をシンポジウムにおいて市民や研究者に公表するという目的で、学長主催のもと1980年に開始され、今年12月にシンポジウムの開催を予定している「東京・多摩地域の総合的研究」で25回を数えます。日本比較法研究所は第26回学術シンポジウムに「法化社会のグローバル化と理論的実務的対応」というテーマで応募し、採択されました。今年度から3年の研究期間を経て、2016年度に、それまでの研究成果をもとにシンポジウムを開催する予定です。

活動開始にあたり、全学に参加者を募り、6つの個別プロジェクトを設置いたしました。今後、個別プロジェクトによる公開研究会やシンポジウム等の企画も開催される予定です。ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

【個別プロジェクト概要 (カッコ内は主査氏名)】

1) 裁判規範の国際的平準化 (植野 妙実子)

国境を越えて共通問題になっている事象の裁判内容や判決基準の『ヨーロッパ化』の傾向を研究する。これにより、グローバル化の時代にあって、人権保護の規範的基準を標準化することの意義を明らかにし、わが国の対応に対する提言も行う。

2) リーガルサービスのグローバル化と弁護士法 (森 勇)

国境を越える紛争についてリーガルサービス提供の中心となる弁護士の行為規範とその規制のあり方を研究する。「弁護士法」という成文法の枠組みで対応するドイツ法を中心に、ヨーロッパ・アメリカ・アジアの研究者・実務家を中心に、グローバルなリーガルサービスと弁護士法の課題を探る。

3) サイバースペースの法的課題と実務的対応 (堤 和通)

情報技術の進展により、サイバースペースにおける新しい紛争が日々醸成されている。サイバースペースという性質上、国内規範の適用に実効性が担保されないこととなる一方、問題の影響は広く実体社会にも及ぶという傾向がある。プライバシー、サイバー犯罪、プロバイダ責任を中心に、問題の背景と理論的実務的対応の必要性を検討する。

4) 環境規制のグローバル化と実務的対応 (牛嶋 仁)

環境汚染等、つねに国境を越える可能性がある問題について、条約・各国法の整備が進みつつある一方、環境政策、規制監督当局の整合的な対応については、様々な問題が生じている。これらのトランスナショナルな性質を踏まえ、条約・各国法・規制監督当局の政策形成に関する研究を行う。

5) 生命倫理規範のグローバル化と実務的対応 (只木 誠)

生殖医療、遺伝子ビジネス、臓器移植等の問題が容易に国境を越える現実に対して、各国の伝統的法理や法政策が対応に苦慮している。他方で、問題がグローバル化するにつれて、体系的な規範的枠組みや実務的対応の整備は喫緊の課題となっている。EU法・ドイツ法を中心に、英米・アジアにおける研究の現状と将来の課題を研究する。

6) 決済取引のグローバル化と実務的対応 (福原 紀彦)

情報技術・金融技術の進展により、電子商取引・電子決済の取引実務が急速に増加している。各国の一般私法は国内の個別取引を想定し、電子的な取引や決済への対応が不十分である一方、電子的ネットワーク・決済システムなどのインフラ整備には途上国が熱心に取り組んでいる実態がある。そこで、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の条約整備・EU決済法をベースに、わが国の電子記録債権法等の諸法と比較し、電子的な決済取引の法的枠組みの整備と実務的対応を研究する。

開催予告

シンポジウム「リーガルマーケットの展開と弁護士の職業像」の開催について

日本比較法研究所 所員 森 勇

法曹会の支援に基づく中央大学日本比較法研究所研究基金の助成を受け、わが国においても検討が進められている専門弁護士制度と、近時著しくその数を増している企業内弁護士について、シンポジウムを開催する運びとなりました。各セッションに、報告者、司会者に専門家を迎え、各セッションに研究者と実務に精通したコメンテーターを迎え、ディスカッションに照準をあてたシンポジウムにしたいと考えています。

主催：日本比較法研究所 共催：日本弁護士連合会・ケルン大学 弁護士法研究所

日時：2014年10月18日（土）10時～18時（予定） 場所：中央大学駿河台記念館・370号室

＜プログラム（予定）＞

セッション1：弁護士業務の専門化と専門表示 —専門弁護士制度とそのあり方

報告 Dr. Susanne Offermann-Burckart（弁護士・弁護士規約委員会専門弁護士部会部会長）

報告 上原 武彦（弁護士・日弁連業務改革委員会委員長）

司会 佐瀬 正俊（弁護士・元日弁連業務改革委員会委員長）

セッション2：企業内弁護士と弁護士法 —企業内弁護士の意義・価値との関係

報告 Prof. Dr. Hans Prütting（ケルン大学教授・同大学弁護士法研究所共同代表）

報告 本間 正浩（弁護士・日清食品ホールディングス（株） チーフ・リーガル・オフィサー）

司会 Dr. Thomas Witty（ドイツ弁護士・外国法事務弁護士） ※ 同時通訳付き（日独）

詳細・参加申し込みについては研究所ウェブサイトをご覧ください。

http://www.chuo-u.ac.jp/research/institutes/comparative_law/

エーラーズ客員教授に中央大学名誉法学博士号が授与されました



左から只木所長、エーラーズ客員教授、山内所員

2014年5月8日（木）、ドイツのヴェストフェーリッシェ・ヴィルヘルム大学（通称ミュンスター大学）法学博士であり、ドイツ国法学者協会元理事長のディルク・エーラーズ教授（Prof. Dr. D. Ehlers）に、中央大学とミュンスター大学との確固たる結びつきに貢献されたことに加え、我が国の公法学とドイツの公法学を結びつける架け橋としての役割をも担われ、これまでドイツで公法学を学ぶ多くの研究者や学生に良好な研究環境を与えて来られた功績を顕彰し、中央大学の名誉博士学位が贈呈されました。贈呈式とその後開催された祝賀会には、

ミュンスター大学インゴ・ゼンガー法学部長をはじめ、これまでミュンスター大学との交流に携わって来られた本学名誉教授を含む沢山の方々が集まり、旧交を温めると共に、研究・教育を支える学術交流を再確認する貴重な機会となりました。

日本比較法研究所が招聘した今回の来日では、ドイツ法の研究ならびにミュンスター大学との交流制度の創設、および25年を超える運営の実績に対して昨年ミュンスター大学から名誉博士号を授与された山内惟介所員が担当され、5月7日（水）法学部での特別講義「ヨーロッパ連合における補助金規制について」“Die Europäische Beihilfekontrolle”と講演「国家行政に対する私人の情報請求権」“Informationsansprüche Privater gegen die staatliche Verwaltung”が、5月8日（木）には名誉博士学位贈呈に伴う記念特別講演「ドイツにおける国家共同体・宗教共同体 —その関係と発展—」“Staats- und Religionsgemeinschaften - ihre Beziehungen und Entwicklung in Deutschland”がそれぞれ開催されました。

名誉博士学位贈呈式、講演会等につきましては、大学のウェブサイト

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/news/2014/05/16703/>

大学紹介>新着ニュース>2014年5月8日に詳しい記事や写真が掲載されていますので、ご覧ください。

所員会の開催について

6月20日(金)に、第26期第4回商議員会が開催され、所員人事、共同研究メンバーの変更、第26回学術シンポジウム実施、外国人研究者の受入、講演会等の開催、自己点検の実施等について審議されました。

新任所員紹介

新たに4名の先生方を所員にお迎えしました。

○杉浦宣彦 (すぎうら のぶひこ)



中央大学大学院法学研究科博士後期課程修了。
金融庁金融研究研修センター研究官等を経て2008年より大学院戦略経営研究科教授。
専門は民事法学。

○早田幸政 (はやた ゆきまさ)



中央大学大学院法学研究科修士課程修了。
大阪大学評価・情報分析室教授を経て2014年より理工学部教授。専門は教育政策・教育法。

○堀江亜以子 (ほりえ あいこ)



東京都立大学大学院社会科学研究科博士課程退学。
福岡大学法学部を経て2014年より法学部准教授。専門は知的財産法。

○三浦治 (みうら おさむ)



中央大学大学院法学研究科博士後期課程退学。
岡山大学大学院法務研究科を経て2014年より法学部教授。専門は民事法。

2014年度の研究体制について

◇メンバー

名誉研究所員 19名、 研究所員 104名
客員研究所員 13名、 嘱託研究所員 277名

◇共同研究グループ ※「テーマ」(代表者)

1「米国刑事法の動向の研究」(椎橋 隆幸) / 2「犯罪学・被害者学の比較研究」(伊藤 康一郎) / 3「憲法裁判の基礎理論」(畑尻 剛) / 4「法とコンピュータ」(津野 義堂) / 5「日独会社法の当面する問題の比較法的研究」(丸山 秀平) / 6「英米の近時の刑事立法の研究」(椎橋 隆幸) / 7「ドイツ

刑事判例研究」(曲田 統) / 8「紛争解決の手続法的課題」(二羽 和彦) / 9「女性の権利」(植野 妙実子) / 10「標識保護法の国際調和に関する研究」(佐藤 恵太) / 11「スポーツ法学」(佐藤 恵太) / 12「現代議会制の比較法的研究」(植野 妙実子) / 13「現代アメリカ商取引法の研究」(平泉 貴士) / 14「家族の現代的変容と家族法」(野澤 紀雅) / 15「金融取引に関する比較法的研究」(伊藤 壽英) / 16「電子商取引・電子決済と法制度に関する総合的研究」(福原 紀彦) / 17「独禁法(競争法)の国際比較」(金井 貴嗣) / 18「アメリカ統一商事法典(UCC)研究」(伊藤 壽英) / 19「労使関係の現代的展開と労働法」(山田 省三) / 20「「権利」をめぐる法理論」(松原 光宏) / 21「法オントロジーの研究」(津野 義堂) / 22「21世紀におけるコーポレート・ガバナンスの在り方」(丸山 秀平) / 23「少年法制の比較法的研究」(椎橋 隆幸) / 24「中国の法制改革と日本」(李 廷江) / 25「国際法過程の研究」(北村 泰三) / 26「東アジアにおけるコーポレート・ガバナンス研究」(豊岳 信昭) / 27「損害賠償制度の比較法的研究」(北井 辰弥) / 28「フランス商法の現代化」(豊岳 信昭) / 29「著作権法の現代的展開」(佐藤 恵太) / 30「環境法政策の国際比較研究」(牛嶋 仁) / 31「倒産手続における担保権の処遇に関する比較法的研究」(木川 裕一郎) / 32「労使関係再編過程の国際比較～団体交渉制度・労働者代表制度の調整方法を中心に」(毛塚 勝利) / 33「法/制度に対する数理科学的接近」(小宮 靖毅) / 34「アジア・ビジネス法の理論的研究」(伊藤 壽英) / 35「生命倫理と法」(只木 誠) / 36「ポアソナード民法の研究」(清水 元) / 37「日韓刑事司法制度の比較研究」(柳川 重規) / 38「日中公法の比較研究」(通山 昭治) / 39「リーガル・サービスのグローバル化と法律家の責任」(伊藤 壽英) / 40「多角的(および多数当事者間)債務関係の比較法研究」(遠藤 研一郎) / 41「理論と実務の融合に関する比較法的研究」(只木 誠) / 42「弁護士業務の専門化」(森 勇)

最近の講演会・スタッフセミナー

▽ Prof. Dr. Arndt Sinn (アルントウ・ジン教授) オスナブリュック大学法学部

3月20日①「ドイツ法における犯罪理論の現況について」②「EUにおける裁判管轄の衝突を回避するために一現状と展望一」3月22日③「処罰の早期化一その概念、原因、立法技術について一」

▽ 4月1日(火) Dr. Liane Woerner (リアーネ・ヴェルナー助教) ギーセン大学法学部

「不処罰たる妊娠中絶と「やむを得ない中絶」との間」

▽ Prof. dr hab. Leszek Leszczyński (レシェク・レティエンスキー教授) / ポーランド・ルブリン大学

①5月13日(火) 「行政決定の司法審査—ポーランドのモデルおよび実際」②5月21日(木) 「日本社会と法: 官民関係と規制スタイルに焦点をあてて」

▽5月21日(水) 張明楷教授(チョウ・メイカイ教授) / 中国・清華大学法学院

「罪刑法定主義の中国における実践」

▽7月18日(金) Prof. Dr. Tobias Helms (トビアス・ヘルムス教授) / マールブルク大学

「代理懐胎—生殖ツーリズムと実親子法」

これから開催される講演会

レーゲンスブルグ大学法学部 Prof. Dr. Peter Gottwald (ペーター・ゴットバルト教授) の講演会を以下のとおり予定しています。

①11月8日(土) 14:00~17:00 (市ヶ谷キャンパス9F 模擬法廷) 「ドイツにおける集合的権利保護の現状と将来」

②11月11日(火) 16:30~18:00 (日本比較法研究所 共同研究室) 「ヨーロッパ国際民事訴訟法—その現状と今後」

③11月14日(金) 18:00~20:00 (市ヶ谷キャンパス 2511教室) 「教科書にみられるドイツ民事訴訟法理論の変遷」

新刊行図書ご紹介

研究叢書 97 鈴木博人 著『親子福祉法の比較法的研究 I—養子法の研究』

民法の家族法は、現在では福祉法との協働を考えなくては機能しない時代になっている。親子法、なかんずく子ども保護法(ドイツ法上 Kinderschutz といわれる)の領域では、民法と児童福祉法を中心とした児童福祉関連諸法との連携が重要であると指摘されてからすでに久しい。本書は、親子法領域のうち、養子制度と里親制度という、他人の子どもを養育するという特色をもつ領域について、民法と児童福祉関連法の関係の在るべき姿を、日本法、ドイツ法、オーストリア法を比較しながら、親子福祉法として再構成する試みである。成年養子などの伝統的な養子法上の課題、日本法が未整備で充分対応できていない現代的課題をともに分析し、養子法の将来の指針を示すことも視野に入れている。

日本では1987年に従来ある養子制度に、特別養子制度が加えられた。この時の改正前後には養子法に関するおびただしい数の論考が発表された。しかし、その後養子制度研究は一挙に下火になった。本書に収めた論考は、上記の議論が下火になった頃から執筆され始めたものである。1987年の養子法改正では、日本の養子法改革は充分ではなく、積み残された課題は多いという認識に基づく。

例えば、民法は養子縁組について規定するが、里親制度については言及していない。逆に児童福祉法は、不完全ながらも里親制度については規定するが、養子縁組については規定していない。両者とも子の福祉のための制度だという。児童相談所は、どのような権限で養子制度を利用しているのか、里親は日々、どのような権限で子の養育・監護を行っているのか。いずれも法律がなかったり、法律があっても行政法である児童福祉法で実親の親権を制限していたり、法学の基礎理論から見ると根本的な疑問がわいてくる問題を抱えている。このように書いていくと、話は尽きなくなってしまう。そして、このような理論的な整合性の欠如、制度がなくてどう運用していくのだろうかという問題は、親子法領域では養子法にとどまらない。親権法についても同様の問題が存在するし、視点を変えると、福祉法は、どのように民法と整合性をとっていくのかという問題が存在する。また、これら領域の法を司る家庭裁判所の関与の仕方も検討されなくてはならない。もちろん、養子法領域の問題も本書で扱った問題に限ったことではない。これらテーマについての研究成果をII以後で公刊していく予定である。

いずれにしても、マイナーでマニアックなテーマを議論する研究成果を、このような形で世に問うことができるのは、中央大学に、日本比較法研究所と中央大学出版部が存在するからであるということを強調しておかなければならない。(鈴木博人 記) [2014年7月10日刊行、定価: 本体4,500円]

編集後記

2月のシンポジウムについて、異例の早さで記録集が刊行されたところです。本号では写真と共に当

日の雰囲気をお伝えしました。

これからも、当研究所の活動、研究成果、ニュースなどを誌面にとりこんでご紹介していきたいと思
います。(北井 記)